

★国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されますが、控除の対象となるのは、令和2年中（令和2年1月1日～令和2年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 〔令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。〕

なお、ご家族（配偶者やお子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

また、国民年金保険料を2年前納した方は、全額を納めた年に控除する方法と各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法のいずれかを選択できます。

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

相談日 11月10日(火)・24日(火)

毎月第2・4火曜日

相談場所 市立市民学習センター 103 研修室

相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

相談日 11月26日(木)

毎月第4木曜日

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 11月18日(水)までに予約

予約方法 電話またはFAX ※代理可

(記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所で相談される場合も、電話で予約しておくともスムーズに相談できます。



意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

- <記載事項> 1. 住所・氏名・電話番号 2. 意見・提言の題名 3. 現状と問題点 4. 意見・提言内容
5. 予想される効果 6. 希望する回答方法(郵送もしくはEメールのどちらか) または回答を希望しない場合はその旨 7. いただいた意見公開の可否(可・否) ※必ずご記入ください。

市長への手紙

手紙：〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX：23-2456

メール：hisyo@city.masuda.lg.jp (件名は「市長への手紙」)

※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。

